

山梨県市町村総合事務組合立
一般廃棄物最終処分場建設工事

入札説明書

平成 26 年 5 月

公益財団法人山梨県環境整備事業団

目 次

1. 入札説明書の位置付け	1
2. 工事概要	1
2.1 工事名	1
2.2 事業主体及び事業実施者	1
2.3 建設地	1
2.4 施設概要	1
2.5 工事期間	2
3. 入札に関する事項	2
3.1 入札に関するスケジュール	2
3.2 入札参加資格要件	3
3.3 入札手続き等	5
4. 落札者の決定	13
4.1 総合評価技術委員会の設置	13
4.2 落札者の選定	13
5. 運営・維持管理に関する契約	15
5.1 運営・維持管理に関する契約の締結	15
5.2 落札者または適切な第三者が契約をしない場合等	15
6. 支払い条件	15
7. 入札保証金及び契約保証金	15
7.1 入札保証金	15
7.2 契約保証金等	15

1. 入札説明書の位置付け

本入札説明書は、公益財団法人山梨県環境整備事業団（以下「事業団」という。）が、山梨県市町村総合事務組合立一般廃棄物最終処分場建設工事（以下「本工事」という。）を実施する事業者を総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2）により募集及び選定するにあたり、入札に参加しようとする者に交付するものであり、本入札説明書と同時に公表する本工事の「要求水準書」「落札者決定基準書」「様式集」は、入札説明書と一体のもの（以下「入札説明書等」という。）とする。応募者は、入札説明書等の内容を踏まえ、必要な書類等を提出すること。

2. 工事概要

2.1 工事名

山梨県市町村総合事務組合立一般廃棄物最終処分場建設工事

2.2 事業主体及び事業実施者

- ・事業主体：山梨県市町村総合事務組合
- ・事業実施者：公益財団法人山梨県環境整備事業団

2.3 建設地

山梨県笛吹市境川町上寺尾区内

2.4 施設概要

本事業にて整備する施設概要は、以下に示すとおりである。

項 目	内 容
事業地	事業面積 125,115m ²
埋立地	・埋立面積 : 約 29 千 m ² ・埋立容量 : 約 30 万 m ³ ・埋立高 : 7~17m ・貯留構造物 : 盛土堰堤式 ・遮水構造 : 底面部 二重遮水シート+水密アスコン 法面部 二重遮水シート 電氣的漏水検知システム（電流位相法（線状電極方式）は採用不可）
浸出水 処理施設	・処理能力 120m ³ /日 ・処理方式 : アルカリ凝集沈殿法 ・放流先 : 下水道
管理設備	・管理棟 基準面積 : 約 500m ²

	<ul style="list-style-type: none"> ・計量設備（管理棟と合棟） ・洗車設備 ・受水槽・防火水槽 ・門扉・フェンス・周回道路・駐車場 ・覆土材仮置場 等
防災設備	防災調整池 容量：約 9,000m ³
埋立廃棄物	一般廃棄物（焼却灰、飛灰、不燃物残渣等）
埋立期間	20 年間

2.5 工事期間

契約締結日の翌日から平成 30 年 11 月 30 日まで

3. 入札に関する事項

3.1 入札に関するスケジュール

本工事の落札者決定に至るまでのスケジュール（予定）は、以下に示すとおりである。

表 1 入札に関するスケジュール

内 容	日 程
入札公告及び入札説明書等の公表	平成 26 年 5 月 15 日
入札説明書等に対する質問受付期限	平成 26 年 5 月 22 日
入札説明書等に対する回答の公表	平成 26 年 6 月 2 日
資格審査申請書の提出期限	平成 26 年 6 月 6 日
資格審査結果の送付	平成 26 年 6 月 12 日
提案書等の提出期限	平成 26 年 8 月 29 日
事業者選定審査の実施	平成 26 年 9 月
落札者の決定	平成 26 年 9 月下旬
建設工事請負契約の締結	平成 26 年 10 月上旬
入札結果の公表	平成 26 年 10 月上旬
審査結果の公表	平成 26 年 11 月上旬

3.2 入札参加資格要件

(1) 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という）の構成

- 1) 構成員数は、土木・建築を行う者3者、浸出水処理施設整備を行う者1者の計4者とする。
- 2) 共同企業体の代表者は、土木・建築を行う者3者中、出資比率第1位の構成員とする。
- 3) 各構成員は、本工事の他の共同企業体の構成員を兼ねることはできない。
- 4) 構成員の変更は原則認めない。ただしやむを得ない場合は、事業団と協議すること。

(2) 構成員の制限

応募者の構成員は、次の要件をすべて満たしている者であること。

- 1) 契約締結日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に、経営事項審査を受けている者で、原則としてこれに係る経営事項審査結果通知書を提示できる者であること。
- 2) 構成員は、平成26年度山梨県建設工事入札参加資格名簿に登録されていること。
- 3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づき山梨県の入札参加の制限を受けていない者であること。
また、公告の日以降に山梨県建設工事請負契約に係る指名停止措置要領（平成23年4月1日施行。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けている日が含まれていない者であること。
- 4) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- 5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産手続開始の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）がなされていない者であること。
- 6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされていない者であること。
- 7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- 9) 実施方針公表日において事業団から損害賠償請求を受けていない者であること。
- 10) 以下に示す本事業に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある事業者ではない者であること。
 - ① 本事業に係る施設整備基本計画・基本設計・実施設計・発注支援事業に関与した者
・八千代エンジニアリング株式会社
 - ② 本事業に係る技術提案の審査に関与した者
・総合評価技術委員

- 11) 実施方針公表日から落札者の選定に関する公表までの期間に、本工事について総合評価技術委員会の委員と接触を試みない者であること。
- 12) 最近 1 年間の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税、地方消費税及び山梨県税を滞納していない者であること。

(3) 土木・建築を行う構成員の資格要件

- 1) 土木・建築を担う構成員 3 者中の出資比率第 1 位の構成員は、参加表明書の提出期限日において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による土木一式工事及び建築一式工事について、特定建設業の許可を有し、経営事項審査における総合評定値（以下「総合評定値」という）が、それぞれ 1,300 点以上であること。
- 2) 土木・建築を行う構成員 3 者中の出資比率が 2 位の構成員は、山梨県内に本店を有し土木一式の格付けが A であること。
- 3) 土木・建築を行う構成員 3 者中の出資比率が 3 位の構成員は、山梨県内に本店を有し建築一式の格付けが A であること。
- 4) 土木・建築を行う構成員において出資比率第 1 位の構成員は、元請または共同企業体の構成員として埋立容量 150,000m³ 以上かつ埋立面積 15,000m² 以上の一般廃棄物最終処分場または公共関与型産業廃棄物管理型最終処分場（いずれも陸上埋立処分場に限る）の施工実績を有すること。
- 5) 土木・建築を行う構成員において出資比率第 1 位の構成員は、技術士（建設部門）または技術士（衛生工学部門）の資格を有し、10 年以上の廃棄物分野の実務経験を有する者を配置すること。
- 6) 土木・建築を行う構成員において出資比率第 1 位の構成員は、建築物の設計者として、一級建築士の資格を有し、10 年以上の実務経験を有するものを配置すること。
- 7) 土木・建築を行う構成員において出資比率第 1 位の構成員は、土木の施工現場に一級土木施工管理技士または同等以上の資格を有し、土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有するものを配置すること。また、建築物の施工現場に一級建築施工管理技士または同等以上の資格を有し、建設工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を保有するものを配置すること。
- 8) 土木・建築を行う構成員 3 者中の出資比率が 2 位の構成員は、元請または共同企業体の構成員として 30,000m³ 以上の土工（切土または盛土）の施工実績を有すること。
- 9) 土木・建築を行う構成員 3 者中の出資比率が 2 位の構成員は、土木の施工現場に一級土木施工管理技士または同等以上の資格を有し、土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を保有するものを配置すること。
- 10) 土木・建築を行う構成員 3 者中の出資比率が 3 位の構成員は、元請または共同企業体の構成員として 100,000,000 円以上の建築一式工事の実績を有すること。
- 11) 土木・建築を行う構成員 3 者中の出資比率が 3 位の構成員は、建築の施工現場に一級建築施工管理技士又は同等以上の資格を有し、建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を保有するものを配置すること。
- 12) 同種工事の施工実績は、元請として請負い平成 11 年 4 月 1 日以降に完成引き渡しの済の工事に限る。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合

のものに限る。

(4) 浸出水処理施設整備を行う構成員の資格要件

- 1) 浸出水処理施設の整備を行う構成員は、参加表明書の提出期限日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による清掃施設工事及び機械器具設置工事について、特定建設業の許可を有し、総合評定値が清掃施設工事 900 点以上かつ機械器具設置工事 900 点以上であること。
- 2) 浸出水処理施設の整備を行う構成員は、元請または共同企業体の構成員として一般廃棄物最終処分場または公共関与型産業廃棄物管理型最終処分場（いずれも陸上埋立処分場に限る）における 60m³/日以上浸出水処理施設施工実績を有すること。
- 3) 本施設の浸出水処理施設設計及び施工にあたり、施設規模 60m³/日以上浸出水処理施設の設計・施工関連業務の実績を有し、かつ建設業法における清掃施設工事業または機械器具設置工事業に係る監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を保有するものを配置すること。
- 4) 同種工事の施工実績は、元請として請負い平成11年4月1日以降に完成引き渡しの済の工事に限る。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

3.3 入札手続き等

本事業における入札公告から落札者決定に至るまでの手続きの概要は、以下に示すとおりである。

(1) 入札公告及び入札説明書等の公表

入札公告及び入札説明書等の公表日は、平成26年5月15日（木）とし、事業団ホームページで公開する。

(2) 入札説明書等疑義の受付

入札説明書等に対する質疑の受付及び回答を以下のとおり実施するものとし、電話等による質問には一切応じない。なお、応募者の特殊な技術、資格審査通過者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、質疑に関する回答は公表するものとし、事業団が必要と認めた場合は質疑について直接ヒアリングを行うことがある。

① 提出場所

公益財団法人山梨県環境整備事業団 境川建設事務所

E-mail : gijyutu.iinkai@yksj.or.jp

② 提出期間

平成26年5月16日（金）午前9時から平成26年5月22日（木）午後5時まで

③ 提出方法

応募者は、「山梨県市町村総合事務組合立一般廃棄物最終処分場建設工事 入札資料に関する質問書（様式第2号）」に記入の上、E-mail に添付し「① 提出場所」へ提出する

こと。

なお、持参、郵送、FAXによる提出は認めない。また、メールの送信後、事業団へ電話にて着信確認の連絡を行うこと。

④ 回答公表

平成26年6月2日（月）午後5時までにホームページにより公表する。

(3) 入札参加資格確認申請書の受付

応募者は、以下の要領に従って入札参加資格確認申請書を提出すること。

① 提出場所

〒406-0853

山梨県笛吹市境川町藤壘 2600 公益財団法人山梨県環境整備事業団 境川建設事務所
(笛吹市役所 境川支所 2階)

TEL 055-269-5370 FAX 055-269-5371

② 提出期間

平成26年6月3日（火）午前9時から平成26年6月6日（金）午後5時まで

③ 提出方法

応募者は、「④ 提出書類」を「① 提出場所」に持参または郵送により提出すること。
なお、郵送の場合は、郵便書留とし、6月6日（金）の消印は有効とする。また、申請書の提出は、特定建設工事共同企業体における代表企業にてとりまとめて提出すること。

④ 提出書類

a) 入札参加資格確認申請書（様式第3号） 正1部、副2部

b) 添付資料 正1部、副2部

- ・ 特定建設工事共同企業体協定書の写し（様式第4号）
- ・ 同種工事の施工実績（様式第5-1号から様式第5-4号）
- ・ 配置予定技術者の資格等（様式第6-1号から様式第6-4号）
- ・ 各配置予定技術者の恒常的な雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写し）
- ・ 入札説明書「3.2(2)1」に示す参加資格要件を満たすことを証明する書類（写し）
- ・ 入札説明書「3.2(2)2」に示す参加資格要件を満たすことを証明する書類（写し）
- ・ 入札説明書「3.2(3)1」に示す参加資格要件を満たすことを証明する書類（写し）
- ・ 入札説明書「3.2(3)2」に示す参加資格要件を満たすことを証明する書類（写し）
- ・ 入札説明書「3.2(3)3」に示す参加資格要件を満たすことを証明する書類（写し）
- ・ 入札説明書「3.2(4)1」に示す参加資格要件を満たすことを証明する書類（写し）

⑤ 結果通知

平成26年6月12日（木）までに特定建設工事共同企業体における代表企業宛に書面で発送する。

⑥ 応募者番号の交付

参加資格審査結果の通知の際に、提案書等を作成する際に必要となる応募者番号を交付する。

⑦ 留意事項

提出期限を過ぎた入札参加資格確認申請書は受け付けない。また、提出時には、身分を

証明できるもの（社員証、運転免許証）の提示を求める場合がある。

(4) 入札に参加する資格の確認の特例

特定建設工事共同企業体の構成員の一部が、参加資格申請書等の提出期限後に「3.2(2) 3～7」の要件を欠くことになった場合には、当該構成員を除く他の構成員は、当該構成員に代わる構成員を補充した上で新たに特定建設工事共同企業体を結成し、入札に参加する資格の確認を受けることができる。

新たな特定建設共同企業体における入札参加資格確認申請書等は、平成26年7月31日(木)の午後5時までに提出するものとし、審査後、入札参加資格を有すると認められる場合は、(8)に基づく方法により入札に参加できるものとする。

(5) 資料の借用

入札参加資格を有すると認められた応募者は、希望する場合、以下の電子データを事業団から借用できる。

① 借用可能資料リスト

- a) 境川一般廃棄物最終処分場（仮称）実施設計業務委託 平成26年3月 概要版
- b) 設計図
- c) 数量計算書
- d) 業者見積用エクセルファイル
- e) 参考図1（蟹沢川付替河川工事図）
- f) 参考図2（浸出水処理施設関連）

② 借用方法

借用を希望する応募者は、「電子データ借用書（様式第7号）」を提出するとともに、最新版のウィルスチェックを実施したUSBフラッシュメモリ(4G以上)を持参することとし、事業団より電子データを借用するものとする。なお、ウィルススキャン完了証明書を添付すること。

③ 提出場所

〒406-0853

山梨県笛吹市境川町藤壘 2600 公益財団法人山梨県環境整備事業団 境川建設事務所
(笛吹市役所 境川支所 2階)

TEL 055-269-5370 FAX 055-269-5371

④ 提出期間

「参加資格確認結果の通知」の受領後から平成26年6月30日(月)午後5時まで
(土日及び祝祭日を除く)

⑤ その他

公開データについては、以下のサイトも参照すること。

- ・山梨県公共事業ポータルサイト (<https://www.cals.pref.yamanashi.lg.jp/>)

(6) 提案図書の受付

入札参加者は、以下の要領に従って提案図書を提出すること。

① 提出場所

〒406-0853

山梨県笛吹市境川町藤埜 2600 公益財団法人山梨県環境整備事業団 境川建設事務所
(笛吹市役所 境川支所 2階)

TEL 055-269-5370 FAX 055-269-5371

② 提出期限

平成 26 年 8 月 29 日 (金) 午後 5 時まで (土日及び祝祭日を除く)

③ 提出方法

応募者は、「④ 提出書類」を「① 提出場所」に持参または郵送により提出すること。
なお、郵送の場合は、郵便書留とし、8 月 29 日 (金) の消印は有効とする。

④ 提出図書

提出図書は、以下で構成し、各様式を使用するが、その他の補足図書は任意様式とする。

a) 提案図書提出書 (様式第 8 号) 正 1 部、副 2 部

b) 技術提案書 (様式第 9-1 号から第 9-6 号、第 9-4-1 号、第 9-5-1 号、第 9-5-2 号)
正 1 部、副 2 部

c) その他補足図書 (任意様式) 正 1 部、副 2 部

⑤ 留意事項

- ・提案図書の文字サイズは原則 10 ポイント以上とするが、図表に使用する文字はその限りではない。
- ・応募者番号により審査を行うため、提出図書の副本には、企業名やロゴマーク等、応募者名を特定または類推できる記載は行わないこと。ただし、正本はこの限りではない。
- ・技術提案書には、通し番号を付すこと。
- ・提出図書は、A4 版片面印刷を基本とする。なお、A3 版の様式やその他補足図書の図面関係は A3 版を基本とするが、A4 版に折り込み提出すること。
- ・提出期限を過ぎた提出図書は受け付けない。また、提出時には、身分を証明できるもの (社員証、運転免許証) の提示を求める場合がある。

(7) 提案図書の審査

提案図書の受付後、事業団は応募者の提案内容についてヒアリングを実施する。

① ヒアリングの実施

ヒアリングの詳細については、別途提案図書を提出した特定建設工事共同企業体における代表企業に通知する。

② 結果の通知

平成 26 年 10 月上旬頃に特定建設工事共同企業体における代表企業に書面で発送する。
結果の概要については、事業団ホームページに公表する。

(8) 入札に関する事項

1) 入札書の記載方法

落札価格は、「入札書（様式第 10 号）」に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）とする。入札参加者は、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札書に記載された金額の内訳書を別添すること（内訳表は、(5)①に示す「業者見積用エクセルファイル」を加工すること）。

2) 入札書の受付

① 提出日時

平成 26 年 8 月 29 日（金）午前 9 時から午後 5 時まで

② 提出場所

本項(8) 7) に示す事務局へ提出するものとする。

3) 入札方法

- ・入札書は、本項(8) 7) に示す事務局へ持参すること。
- ・入札書は内訳書とともに封筒に入れ封緘、封印し、封筒の表面に特定 J V の名称及び「山梨県市町村総合事務組合立一般廃棄物最終処分場建設工事に係る入札書在中」と朱書きすること。なお、受付後の封筒に割印を証するため、入札参加資格確認通知書の写しを持参すること。
- ・第 1 回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については事業団から通知する。
- ・入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。

4) 入札の辞退

資格審査申請書を提出した者は、提案書等の提出期限までは、いつでも辞退することができる。入札辞退届の提出要領は以下のとおりとする。

① 提出場所

山梨県笛吹市境川町藤壘 2600 公益財団法人山梨県環境整備事業団 境川建設事務所
(笛吹市役所 境川支所 2 階)

TEL 055-269-5370 FAX 055-269-5371

② 提出期限

平成 26 年 8 月 29 日（金）午後 5 時まで（土日及び祝祭日を除く）

③ 提出方法

応募者は、「入札辞退届（様式第 11 号）」を「① 提出場所」に持参または郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、郵便書留とし、8 月 29 日（金）の消印は有効とする。

④ 留意事項

入札辞退届を提出した者は、届の撤回はできないものとする。

5) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ① 入札説明書に規定する入札参加資格のない者が行った入札
- ② 入札参加資格確認申請書に記載された応募者以外の者が行った入札
- ③ 談合その他不正行為があったと認められる入札
- ④ 応募者の記名並びに押印を欠く入札又は入札事項を明示しない入札
- ⑤ 提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札
- ⑥ 同一事項に対し2通以上の書類提出がなされた入札
- ⑦ その他入札説明書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

6) 低入札価格調査の実施

本件入札は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、総合評価値の最も高い提案を行った入札参加者（以下「最高評価値者」という。）が著しく低価格で入札した場合、低入札調査を実施する。調査の結果、要求水準書、契約書、提案書等に適合した履行がなされない恐れがあると認めた時は、総合評価値の最も高い提案を行った入札参加者を落札者とせず、次順位の入札参加者を落札者とする。なお、次順位の入札参加者も著しく低価格であった場合は、同様の調査を行う。

① 低入札調査基準価格の設定

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9を超える場合にあつては、10分の9とし、10分の7に満たない場合にあつては10分の7とする。

- ・ 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- ・ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ・ 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- ・ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

② 低入札価格調査の実施

上記①の調査基準価格を下回る価格の入札があつた場合、その価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、次の内容について入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の低入札価格調査を行うものとする。ただし、総合評価落札方式における最高評価値者が調査基準価格を上回った入札をして落札者となる場合には調査を実施しない。

- ・ 入札者から提出された「調査資料」の確認と検討
- ・ 経営内容、経営状況について取引金融機関、保証会社等への照会
- ・ 信用状態（法律違反の有無、貸金不払の状況、下請負代金の支払遅延状況）
- ・ その他必要な事項

③ 調査資料の提出

契約担当者は、②に定める低入札価格調査を実施することとなった場合には、低入札調査基準価格を下回り、かつ総合評価落札方式においては落札者決定基準を満たしたすべての入札者に対して、次の各号に掲げる資料を提出させるものとし、落札決定保留後に、調

査資料の提出を求める旨通知する。なお、各提出様式は別添の様式集参照。

調査資料の提出期限は、当該通知日の翌日から起算して3日（山梨県の休日を定める条例第6号に規定する県の休日を含まない。）以内とし、期限までに提出しない者は失格とする。

- ・ 当該価格で入札した理由（提出様式－1）
- ・ 工事費内訳書（提出様式－2の1）
- ・ 内訳書に対する明細書（提出様式－2の2）
- ・ 施工体制台帳（提出様式－3）
- ・ 施工体系図（提出様式－4の1）
- ・ 下請予定業者等一覧表（提出様式－4の2）
- ・ 手持ち工事の状況（提出様式－5の1、提出様式－5の2）
- ・ 配置予定技術者（提出様式－6）
- ・ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（提出様式－7）
- ・ 手持ち資材の状況（提出様式－8）
- ・ 資材購入予定先一覧（提出様式－9）
- ・ 手持ち機械の状況（提出様式－10）
- ・ 労務者の確保計画（提出様式－11）
- ・ 工種別労務者配置計画（提出様式－12）
- ・ 過去に施工した公共工事名及び発注者（提出様式－13）
- ・ 建設副産物の搬出地（提出様式－14）
- ・ 安全管理体制（提出様式－15）
- ・ 直近の決算時の営業報告書の写し

④ 調査の結果、適合した履行がされると認められた場合の措置

調査の結果、最高評価値者の入札価格により、契約の内容に適合した工事が確実に履行がされると認められたときは、「低入札価格審査委員会」に諮った上で最高評価値者を落札者と決定し、直ちに最高評価値者に対し落札した旨を通知するとともに、他の入札参加者に対してその旨を知らせるものとする。

7) 入札に関する事務局

本事業に対する事務局は以下のとおりとする。なお、入札に関する資料等は、下記ホームページにて随時公表する。

- ・ 住 所：〒406-0853 山梨県笛吹市境川町藤袋 2600
公益財団法人山梨県環境整備事業団 境川建設事務所
(笛吹市役所 境川支所 2階)
- ・ T E L : 055-269-5370
- ・ F A X : 055-269-5371
- ・ ホームページ : <http://www.yksj.or.jp/>

(9) その他の事項

1) 入札説明書等の承諾

応募者は、「入札参加資格確認申請書（様式第3号）」の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものとする。

2) 提供資料の取り扱い

事業団が提供する資料は、本公募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

3) 提出書類の取り扱い

① 著作権

提案書等の著作権は、応募者に帰属する。また、応募者の提出書類については、審査以外に応募者に無断で使用しない。

② 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施行方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。

③ 変更の禁止

提案書等は、内容の変更は認めない。

4) 使用言語及び単位

使用する言語は日本語、単位はS I単位、通貨は円、時刻は日本標準時とする。

5) 費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

4. 落札者の決定

4.1 総合評価技術委員会の設置

事業団では、審査を専門的知見に基づいて実施するにあたって、「総合評価技術委員会」を設置している。総合評価技術委員会を構成する委員は、次の5名である。

なお、応募者が、落札者決定までに、総合評価技術委員会の委員に対し、自己の有利になる目的のために、接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

表 2 総合評価技術委員会構成委員

	氏名	所属
委員長	平山 公明	学識経験者 山梨大学大学院教授
委員長代理	後藤 聡	学識経験者 山梨大学大学院准教授
委員	小野 雄策	学識経験者 日本工業大学特任教授
委員	滝口 光視	山梨県市町村総合事務組合 一般廃棄物最終処分場運営委員会委員長（甲府市環境部廃棄物対策室長）
委員	佐藤 昭夫	公益財団法人山梨県環境整備事業団境川建設事務所長

4.2 落札者の選定

以下の手順で落札者を選定するものとする（技術提案審査の詳細は別添資料「落札者決定基準書」参照）。

(1) 資格審査

資格審査は、応募者から提出された資格審査申請書等を基に、応募者が「入札参加資格要件」に示した要件を満たすことについての確認を行う。以上を満たすことが確認された応募者のみ、次段階の事業者選定審査に参加できることとし、資格審査結果は応募者に対して通知する。

(2) 事業者選定審査

1) 基礎審査

基礎審査は、資格審査を合格した者から提出された提案書等について、技術的観点からみて事業団の要求する性能要件を満足するものであることの確認を行うものとする。

2) 技術提案審査

基礎審査において事業団の要求する要件を満たした応募者を対象として、落札者決定基準書に基づき技術提案書等について審査する。

3) 入札価格審査

応募者の入札価格について、落札者決定基準書に定める算定式により点数化する。なお、入札書比較価格を超過した場合は失格とする。

(3) 総合評価及び落札者の選定

次の①、②の要件のすべてを満たす者のうち、技術提案審査と入札価格審査により総合評価点を算定し、最高評価値者を落札者として選定する。

ただし、最高評価値者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

② 入札価格が調査基準価格を下回った者は、次の要件を満たしていること。

②-1 評価点の合計が、参加者全員の平均点の2分の1を下回らないこと。

②-2 次の4項目を全て満たすこと。

1 入札価格と入札に際し提出される工事費内訳書（以下「工事費内訳書」という。）の工事価格が同額であること。

2 工事費内訳書の各経費の合計額が、工事費内訳書の工事価格と同額であること。

3 工事費内訳書内において、経費の内訳に不明確な値引表示がないこと。

4 工事費内訳書の各経費の金額が、予定価格算出の基礎となった各経費に係わる金額（以下「設計金額」という。）を基にした下記の算出金額を下回らないこと。

ア 直接工事費は、設計金額の75%

イ 共通仮設費は、設計金額の70%

ウ 現場管理費は、設計金額の70%

エ 一般管理費等は、設計金額の30%

(4) 落札者決定後の手続き

事業団と落札者は、本工事に係る契約を締結する。契約の締結をもって、落札者を建設工事請負業者とする。なお、契約の内容は、「建設工事請負契約書（案）」によるものとするが、落札者決定後、落札者は事業団と協議のうえ契約書を作成することとする。

(5) その他留意事項

契約締結までの間、落札者が「3.2 入札参加資格要件」に示す要件を欠く事態が生じた場合、事業団は契約を締結しないことができるものとする。この場合、落札者は事業団に対して一切の費用負担請求及び損害賠償請求を行うことができない。また、事業団は、落札者に対して契約が締結できないことによって生じた費用を請求できるものとし、要件を満たさないことについて、落札者の故意または過失がある場合は、事業団は落札者に対して、損害賠償の請求を行うことができるものとする。

5. 運営・維持管理に関する契約

5.1 運営・維持管理に関する契約の締結

落札者は、本施設の完成・引き渡し後の運営・維持管理について、要求水準書に記載する業務内容の維持管理に関する契約（以下、「維持管理契約」という。）を事業団と締結または適切な第三者（共同企業体構成員または関連企業）をして事業団と締結せしめることを建設工事請負契約に含めるものとする。なお、本施設の運営・維持管理期間は、以下に示すとおり 20 年間とし、維持管理契約は 5 年ごとに更新するものとする。

・期間：工事完成の 3 ヶ月前から平成 50(2038)年 11 月 30 日までの約 20 年間※

※：操業開始のための準備期を約 3 ヶ月設ける。

注 1) 操業開始は、完成検査後、引渡しを受ける日からとする。

注 2) 維持管理契約は埋立期間とし、管理期間は含まない。なお、管理期間とは、埋立終了後から廃止までの期間とする。

5.2 落札者または適切な第三者が契約をしない場合等

落札者が「5.1 運営・維持管理に関する契約の締結」に示す義務または提案書類の運営・維持管理に関する事項に違反した場合には、事業団は落札者に対して請負代金額の 100 分の 5 に相当する額の違約金を徴収することができる。

6. 支払い条件

建設工事請負契約の支払いは、別添の建設工事請負契約書（案）による。

なお、平成 27 年度以降の支払いの請求については、各年度 5 月 10 日以降に行うものとし、その予定日及び見込み額が記載された請求計画書を前年度 3 月 1 日までに提出すること。

7. 入札保証金及び契約保証金

7.1 入札保証金

入札保証金は免除する。

7.2 契約保証金等

建設工事請負契約の契約保証金等は、別添の建設工事請負契約書（案）による。